

議案第162号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62
年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第32条」を「第37条」に、「第30条第1項第
1号」を「第35条第1項第1号」に、「第14条」を「第15条」に改める。

別表第2中「第24条」を「第25条」に改める。

別表第2の1新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の表中心商業業務地区の区
域の部建築物の容積率の最高限度の項第2号中「第2条第16号」を「第2条
第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に改める。

別表第2の46小杉町2丁目地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物
の用途の制限の項に次の5号を加える。

- (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場
その他これらに類するもの

- (12) カラオケボックスその他これに類するもの
- (13) 倉庫業を営む倉庫
- (14) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (15) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定及び別表第2の改正規定（同表46小杉町2丁目地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物の用途の制限の項に5号を加える部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

小杉町2丁目地区地区計画の区域内における建築物に係る制限を変更すること等のため、この条例を制定するものである。